

2006年(平成18年)6月28日

法務省 民事局 民事第一課 御中

大阪弁護士会
会長 小寺 一 矢

意見書

戸籍法の改正が検討されているが、当会は、弁護士の戸籍謄本等職務請求に係る部分について、次のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

戸籍謄本及び除籍謄本等(以下「戸籍謄本等」という。)を弁護士が職務上請求するに際して、依頼者氏名及び請求事由を記載しなければならないとする制度が検討されているが、国民の司法の利用と司法による権利の救済を著しく阻害するおそれがあり、再検討いただくよう要請する。

第2 意見の理由

1 司法制度と実体的真実発見の意義

わが国の裁判所による司法判断は、現在、広く国民の信頼を得ているが、それは、裁判官、訴訟代理人である弁護士、検察官その他司法手続に關与する者が、永年にわたり実体的真実の発見に真摯な努力を重ねてきた結果であり、その成果である。

実体的真実を踏まえない司法判断が国民の信頼・理解を失うことは明らかであり、実体的真実の発見ができて、はじめて司法制度に対する信頼が生まれ、社会的正義が実現すると言わなければならない。実体的真実の発見は、司法が国民の信頼を得るための基礎である。

2 証拠資料としての必要性

実体的真実の発見には、的確な証拠資料及びその収集活動が必要であり、戸籍謄本等は実体的真実を発見するために極めて貴重な証拠資料であり、その職務請求の制度は極めて重要な証拠資料収集の手段である。

すなわち、戸籍謄本等は、訴訟手続において種々の場面で直接的及び間接的に利用されており、訴訟に不可欠な証拠資料である。実際に訴訟に關与する者にとって、その重要性は直ちに理解できるところであり、裁判官、検察官、弁護士で、戸籍謄本等の訴訟資料としての重要性を否

定する者はいないであろう。

3 依頼者氏名，請求事由の秘密を守る必要性

実体的真実の発見のためには，訴訟活動あるいはその前段階である交渉過程等において，紛争等の当事者（以下「依頼者」という。）とその代理人となる弁護士との間の信頼関係が不可欠である。

そして，依頼者と弁護士との信頼関係の確立・保持のためには，「弁護士が依頼者の秘密を守ること」が不可欠である。弁護士は，依頼者のプライバシーを守る義務があるという消極的な意味での守秘義務を負うが，それだけでなく，弁護士と依頼者との間には信頼関係が求められる。信頼関係がなければ，依頼者は弁護士に真実を語らず，依頼者が真実を語らなければ，実体的真実の発見は不可能となる。そして，実体的真実が発見できなければ，依頼者の権利を守ることができないだけでなく，司法制度への信頼は失墜し，司法を通じての適切な紛争解決，社会的正義の実現が困難になる。

このように，弁護士が秘密を守るとは，依頼者との信頼関係のための基礎であり，司法制度の一翼を担う弁護士にとって義務であるとともに，不可欠の権利である。

依頼者の氏名及び問題の内容を示すことになる請求事由は，いずれも弁護士の守秘義務・秘密保持の権利の中核であり，これを侵害する法制化は許されない。

なお，地方自治体職員も地方公務員上の守秘義務を負うが，だからといって，弁護士が職務請求の際に依頼者氏名及び請求事由を明らかにする制度でよいということにはならない。弁護士にとって依頼者の秘密を保持する権利は，刑事弁護，国家賠償訴訟等の例を掲げるまでもなく，歴史的に国家に対する秘密保持の権利である。

公務員が守秘義務違反を犯すこともありうる。

さらに，公務員が守秘義務違反をしなくても，人口の少ない地方では依頼者と戸籍関係の公務員とが知り合いであることも多々あり，その場合，当該戸籍関係公務員が依頼者の紛争に関する機微情報を知ること自体を忌避し，結果として戸籍の取寄せを諦めることもある。

職務請求における依頼者氏名及び請求事由の記載を強制することは，実体的真実発見の障碍となるのである。

弁護士の守秘の義務・権利は，司法による権利救済，紛争解決のために永年にわたって培われてきた歴史的なものであって，近時の個人情報保護の観点からの要請があるとしても，その重要性を看過した安易な立法は許されない。

4 請求事由の判断は困難

戸籍等関係を担当する公務員が請求事由を見て，その請求の妥当性を

適切に判断することは困難である。特に、弁護士の業務の場合は、非定型的かつ広範囲であるため、他の法律関連職が請求する場合のように定型的な記載方法を求めることはできないことから、戸籍等関係の公務員がその請求の妥当性を判断することは、より一層困難である。

そして、保全事件のように緊急を要する事件もあるところ、公務員が請求事由を見て交付するかどうかの判断を誤った場合、あるいは、判断に迷って交付の時期が遅れた場合、実務的に取り返しがつかない困難な事態が生じる。国家賠償訴訟等に発展する可能性も否定できない。

このように実務的に見ても、戸籍等関係を担当する公務員に請求事由の具体的妥当性の判断を委ねることになる立法は到底考えられない。

5 不正請求の防止について

この度の職務請求制度見直しの契機は、不正な職務請求の防止にあるところ、職務請求に際して、依頼者氏名や請求事由を記載することを要件としても、そのことによって直接、不正な職務請求防止につながることはならない。精神的抑止力が働くとする意見があるが、その実効性は極めて疑問である。

実効性が疑わしく、4で述べたとおり実務的な弊害が予想され、1から3に述べたとおり、永年の歴史にわたり培われてきた成果を毀損するような制度は認められるべきでない。

当会としては、不正な職務請求をしてはならない旨、会員に周知し、職務請求用紙交付制度の徹底、懲戒権の適切な行使その他により対処しているところである。

6 まとめ

以上のとおり、弁護士が戸籍謄本等を職務上請求するに際して、依頼者名及び請求事由を記載しなければならないとする制度化に強く反対する。

以上